

令和8年9月

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管 理 者 若 林 吾 朗

求職活動等を行う皆さまへ

本組合では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職者の皆さまが安心して面接・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業に関するハラスメントに類する行為を含む

【求職活動等における本組合のルール】

1. 本組合では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

2. 面談・面接・訪問に関するルール

時 間：8時30分～17時15分（業務時間内）

場 所：本組合内の会議室又は応接スペース

実施体制：

複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、本組合が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う場合は複数人で実施します。

連絡手段：本組合の固定電話又はE-mailのみ使用します。

【相談窓口について】

本組合の採用活動において、万が一、職員等から性的な言動等を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

《相談窓口》

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 管理課

〒999-4221 尾花沢市大字尾花沢1706番地の4

TEL：0237-23-2161 / E-mail：kanrika@city.obanazawa.yamagata.jp